

第 90 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 3 年 9 月 8 日（水） 午前 10 時から午後 0 時 25 分まで

2 開催場所

盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10 プラザおでって 3 階 大会議室

3 出席者

【委員 12 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子（リモート）

大 嶋 江利子（リモート）

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司（リモート）

平 井 勇 介（リモート）

三 宅 諭

由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長

黒 田 農

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

東北自然エネルギー株式会社（リモート）

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 6 名・リモート 6 名の計 12 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価準備書について

（初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[伊藤歩会長]

それでは、「松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価準備書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者（東北自然エネルギー株式会社）から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者からの説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

それではまず、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思いますので、その際に御発言をお願いいたします。それでは番号順に確認させていただきます。事前質問【1】～【9】については、私からの質問になるのですが、1点だけ確認です。事前質問【6】についてですが、水源の位置を示していただいてグンタリ沢が松川の支流にあるとのことですが、これについて施設があることで、何か影響があるとか、そういったことはないとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

八幡平市に確認した結果でございますが、特段影響があるとお話は聞いておりません。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。ありがとうございます。私からは以上となります。事前質問【1】～【9】について、他の委員の皆様から追加の御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。リモートで参加されている委員の皆様もよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。では、特に無いようですので、次の事前質問【10】に進みます。伊藤絹子委員の質問に対する回答について、伊藤絹子委員から追加で御質問がありましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

御説明ありがとうございました。1点だけ教えていただきたいのですが、魚類が非常に少ないということで、酸性であることは分かりました。採取方法なんですけど、幾つかの採取方法で調査されたのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

[事業者]

はい。投網・タモ網・サデ網・定置網等様々な手法にて採取し、調査した結果でございます。

[伊藤絹子委員]

そうですか。大変御苦労されたとのことで、分かりました。魚類によって、採取方法を変えないと、採取出来ないのではとの心配がありましたが、様々な漁法で行ったとのこと。また、漁協の方のお話も聞いていらっしゃるようでしたので、安心しました。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。事前質問【10】に関しまして、文言のところで確認です。回答の方に水素イオン濃度との記載があつて、特に赤川の水素イオン濃度が低い値を示していますとの記載がありますが、これは、pHが低いとの意味でよろしいでしょうか。水素イオン濃度が高くて酸性になるとの認識でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

[事業者]

pHが低いとの意味でございます。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。他にございますでしょうか。無いようですので、次の事前質問【11】～【13】について、永幡委員から頂いた質問について、追加の御質問がありましたらお願いします。

[永幡委員]

はい。永幡です。基本的に今回お答えいただいた内容で今回、満足しているんですが、1点だけ確認したいことがあります。今回のところもそうですし、準備書での記述もそうなんですが、現況騒音を測っているところがありますが、現況騒音を測っている時は、現況の発電機を動かしている時の騒音との理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。発電所を止められないので、通常運転時の騒音となります。

[永幡委員]

はい。分かりました。そうなりますと、稼働による騒音の評価で、予測値が過大評価になっていないでしょうか。実際に稼働しているところに、重ねて評価しているのではないかと。恐らく、今の評価値も住宅地周辺では相当低いので、実際の数値としてはほとんど関係ないかと思いますが、記載方法として現況の時は、施設は稼働していることが分かるように明記した方がよいと思います。以上です。

[事業者]

はい。注釈等を入れて、分かるように表記したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員の方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、続きまして事前質問【14】について、三宅委員から追加の御質問がありましたらお願いします。

[三宅委員]

はい。色々、配慮されていることが分かってきました。私から質問してこう指摘するものなのですが、あまり配慮しすぎない方がいいのではないかと考えています。例えばこの屋根ですが、PR館に併せるような屋根形状にされていますが、あえて覆う必要がないのであれば、そのまま伸ばしてしまった方が良いのではないかと。採光上の関係なら、そのまま同じように、途中で折らずにずっと伸ばしていく方が望ましいのではないのでしょうか。後、冷却塔が3つになるとのことですが、冷却塔の形がどうなるのか。現行の形をそのまま小さくして、一番上が広くて、途中が狭くなり、その先が広がっていく形になるのでしょうか。もし、そのような形であるならば、冷却塔をサイディングで囲わない方が望ましいと思います。ここの施設はあまり見学に来る機会が多くないと想定されるので、変にサイディングすることで、型枠の継ぎ目が大きく出る。景観としては不自然な縦横の線が出るので、綺麗にコンクリートをきちっと打った方が、この施設としてはいいのではないかなと思うのですが、御検討は可能なんではないでしょうか。

[事業者]

はい。発電棟の屋根につきましては、PR館との関係からこのような形で進めさせていただきたいと考えております。2つ目、冷却塔の件ですが、上の部分はファンがついておりまして、その下部分は蒸気を冷やす箇所となっております。仕組み上、このような構造にならざるを得ないのが現状でございます。

[伊藤歩会長]

三宅委員よろしいでしょうか。

[三宅委員]

はい。分かりました。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次の質問にうつります。事前質問【15】～【17】まで、由井委員から御質問をいただいておりますので、追加でありましたらお願いいたします。

[由井委員]

猛禽類の可視範囲図、資料のとおりわかりました。ありがとうございます。生態系の注目種

カラ類のセンサスについて、施設周辺でカラ類への影響を把握したくて質問を出しました。次ページの表3に数字が回答されていて、準備書本編の806ページに分布図が載っております。表内の落葉広葉樹林の敷地内の数値が『8.3(個体/ha)』であり、その右の管轄外直近でのR1～R3での数値と比較すると約半分となっている。敷地内は当然0であり、8.3を2倍にすればR1～R3の数値に近い値が出ることから、これを読めば、直近の施設外側の群集への影響は少ないかなと思いますけども、ただ数字と地形を合わせただけでは、直感的に把握するのは難しいので、より詳細な検証が必要かと思います。風力発電の場合では、小鳥に対して国内外のデータで、1つの風車から半径300m位までは鳥が少なくなるとのデータがあります。それに比べれば、そこまで影響がないことが分かりました。将来の施設も現状より縮小されるので、影響も小さくなるとの理解でいます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員から追加の質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、続いて事前質問【18】の自然保護課からの質問ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次の事前質問【19】は後で審議いたします。続いて、先日実施した現地調査での質問になります。事前質問【20】の永幡委員からいかがでしょうか。永幡委員がリモートを一時退室されているようですので飛ばしまして※、事前質問【21】の由井委員からの御質問について、追加で何かありますでしょうか。

※10：58～11：36で永幡委員、一時退室中。

[由井委員]

大丈夫です。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。その他の方もよろしいでしょうか。では、事前質問に対する追加の質問は終了しまして、全体的なところで追加の質問がありましたらお願いいたします。はい、鈴木委員お願いいたします。

[鈴木委員]

2つ伺いたいことがあります。本準備書で植物について重要な種としてあげられている種の範囲が非常に広いのですが、これについては現地調査時にも質問しましたが、理由としては重要な種の選定根拠に、通常のアセス評価でレッドデータブック等の文献掲載種に加えて、本調査では国立公園の指定種も加えているとのことでした。他の文献では普通種となるような種も国立公園内とのことで追加されている。これについては、良い選定だと思っています。それで、今後のために教えてほしいのですが、方法書の段階では、国立公園内の指定種が重要種の選定根拠に入っていなかったようですが、準備書の段階で選定根拠として加わったように見えます。その説明を準備書内で見つけられなかったので、教えていただきたい。国立公園の指定種を加えた経緯が、専門家からの指摘など何かあったのか教えてほしいのが1つ。それともう1つは、このような選定が一般的なのかどうか。国立公園内の事業に関するアセスでは、国立公園の指定種リストを重要種の選定根拠に加えることが一般的になっているのかどうか。それについ

て教えていただきたい。

[伊藤歩会長]

はい。事業者からの回答をお願いいたします。

[事業者]

指定植物についてですが、近年のアセスでは国立公園内での事業では、指定種を重要種にすることになっております。また、今回方法書の段階で、国立公園内の指定種が外れていたことについては、こちらのミスでございます。大変申し訳ありませんでした。

[鈴木委員]

よく分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

2つ目の質問についても、一般的だとの認識ですね。はい。分かりました。他に全体的なところで追加の御質問ありますでしょうか。はい。由井委員お願いします。

[由井委員]

専門ではないのですが、八幡平市長から地すべりを危惧した土砂災害について、令和3年度中に「土砂災害警戒区域」に指定されると記載されております。本日は、地盤関係に詳しい先生はいらっしゃらないんですよね。

[伊藤歩会長]

そうですね。

[由井委員]

まず、「土石流危険区域」である旨が、本準備書のどこかに明記されてますか。507ページ近辺に地すべりについては明記されてますが、「土石流危険区域」については明記されていない。事業者、どこかに載っていますか。

[伊藤歩会長]

回答をお願いいたします。

[事業者]

「土石流危険区域」については、本準備書に載ってございません。

[由井委員]

「土砂災害警戒区域」については、令和3年度中に指定される見込みになっているが、「土石流危険区域」が「土砂災害警戒区域」に変更されるとの意味ですから、「土石流危険区域」は既存であると思うのですが。会長いかがですか。

[伊藤歩会長]

私も専門ではないので、分からないのですが。配布資料No.2を見ますと、「土石流危険区域」内に位置し、令和3年度中に「土砂災害警戒区域」に指定されると明記されてます。とすると、「土石流危険区域」は既に指定されていると受け取れます。

[由井委員]

ですよ。なので、明記が抜けていると思います。最近の豪雨を鑑みると、傾斜地があると災害が懸念される。準備書511ページの図を見ると、発電所に流れてくる可能性が高い。先日、現地に行った際に、事業者側にもお尋ねしましたが、施設の上の部分、直近で治山ダムがありました。準備書の11ページを見てください。ここに、施設のすぐ上流の南部分に大きな治山ダムと思われるものがあります。

[伊藤歩会長]

砂防ダムですね。

[由井委員]

砂防ダムですね。それが、土石で満タンになっていた。これ、直撃で施設に被害が及ぶと想定されます。事業者を確認したら、国有林の治山ダムとのこと。よって、本ダムの管理は国有林側が行うと。施設の安全を確保するために、国有林を管理している機関にお願いして、治山ダムの処置、溜まっている土石を取り除くことをした方が安全だと思う。そういったことを既に実施しているならよいが、やっていないのであれば知事意見で要望を出すように書いた方がよいかと考える。本委員会としても、万一土石流が発生した際に責任が発生する可能性もある。皆さんいかがでしょうか。

[伊藤歩会長]

私も現地視察しまして、上流部のところはかなり土砂が溜まっている様子を拝見した。今回の件については、事前に事務局に対して、公的な部分と企業側で対応できる部分・役割を明確にしておくようにと連絡しました。ここについて、事務局から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

[事務局]

事務局の佐々田でございます。県の所管している部署に確認したところ、今年度中に「土砂災害警戒区域」に指定された後の流れですが、まず、市町村側、今回ですと八幡平市になりますが、八幡平市の方で指定された部分におけるハザードマップを作成し、周知することになります。県としては、警戒避難体制の整備を行うとともに、通常時は、巡回をして危険と判断される箇所については、適宜整備を実施するとの流れになるとの回答をいただいております。以上です。

[伊藤歩会長]

防災で整理していくとの見解でよろしいでしょうか。後、事業者側としてどのような対策を

取られるのでしょうか。

[事業者]

はい。今回「土砂災害警戒区域」に今年度指定されるとの見込みを、八幡平市長意見で初めて知りまして、県の方から本情報を聞いたのが8月末でありました。法律について確認したところ、基本的には住宅とか学校等の居住施設を対象に防災措置を取るとのことで、必要に応じて基準等を設けると明記されておりました。指定後の動きですが、関係機関と相談して、必要な対策を講じたいと考えております。まず、設備の対策ですが、直ぐに出来るものではないので、まずは避難体制の整備・作業員の避難の基準とか、万一に設備が破損した際の環境モニタリングの計画等、安全対策計画を整備して、ソフト面の対策に取り掛かりたいと考えております。その上で、設備対策については、土石流の評価等も必要になってまいりますので、必要に応じて関係機関と相談して対策を講じます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。情報を入手したばかりとのことで、整理出来てない部分もございりますが、関係機関と協力して対策を講じるとのことで理解しました。皆様いかがでしょうか。はい、由井委員お願いします。

[由井委員]

最近の豪雨災害で、よく流木が流れてくる。それで被害が大きくなっているのですが、それに対して最近の新聞記事ですと、国の方で溪流ですかね、流木が流れ出さないような対策を強化している。そういう観点から、本治山ダムについても、掘削を含めて流木に限定することではなく、速やかに処置を進めるようにしていただきたい。そういった要望を事業所から、管理している関係機関に報告をした方が良いと思います。

[伊藤歩会長]

分かりました。御意見として伺いまして、事務局と相談していきたいと思っております。はい。ありがとうございます。こちらの防災関係について、他にいかがでしょうか。皆様、特に無しとのことでよろしいでしょうか。

[事業者]

すみません。先程の、鈴木委員からの質問に対する回答で修正がございまして、よろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。お願いします。

[事業者]

先程、方法書までの文献調査で指定種の取扱いについて回答いたしました。回答を訂正させていただきます。文献調査については、八幡平市全体を調査範囲としているので、公園に指

定されていない区域も調査範囲に含まれるため、公園内での確認であることを明確に示すことが出来ません。そのために、文献調査では指定植物については、事業者としては対象外としました。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。鈴木委員よろしいでしょうか。

[鈴木委員]

すみません。ちょっと聞き取りにくくて、もう一度説明をお願いします。

[事業者]

方法書段階までの文献調査で、指定植物について重要種として扱ってこなかった理由について、先程の回答を訂正させていただきます。文献調査については、八幡平市全体を調査範囲として扱っています。そのため、八幡平市の中でも公園に指定されていない区域も含まれています。文献調査では範囲が明確に指定されている訳ではないので、それぞれの種について、公園内での確認かどうか判断することが出来ないため、指定植物については重要種として取り扱っていませんでした。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。鈴木委員よろしいでしょうか。

[鈴木委員]

説明は聞き取れたのですが、意味が理解できません。文献調査では、八幡平市全域を対象としていて、それに対して公園の指定種リストはどのような理由で外したのか。その辺りをもう少し説明をいただけますか。

[事業者]

個々の文献について、そこで何が確認されているかを確認するのが文献調査ですが、その文献がどこまでの範囲で調査を行っているのか明確になっていない部分が多々あります。そのため、国立公園に指定されていない区域でも確認される種もあるので、それぞれの種で公園内かどうかは確認できないため、指定植物については文献調査の段階で、重要種として扱ってこなかった。現地調査では、全ての区域で国立公園に指定されているので、重要種として取り扱ってまいりました。

[鈴木委員]

すみません。理屈が通ってないように聞こえるのですが。国立公園の指定種リストは八幡平市ではないところを扱っているとの回答であれば、理屈としては理解できるのですが、今おっしゃっていることはその逆なので、理屈がよく分かりません。

[伊藤歩会長]

ちょっと、私からよろしいでしょうか。今回の準備書では、きちんと指定した範囲で現地調査を実施したので、それを重要種で示したと私は理解したのですが。方法書の段階では、文献による知見なので、どこからどこまでが当該区域なのかが分からないため、分かっている区域で、今回準備書段階で現地調査をしたので、きちんと示したとの認識で理解したのですが、その趣旨ではないのでしょうか。

[事業者]

その見解で問題ありません。

[鈴木委員]

すみません。理解できないのですが。

[伊藤歩会長]

国立公園の範囲内できちんと現地調査を今回は実施したと。それによって、国立公園内の調査結果の中で指定種として報告したと私は理解しました。方法書段階では、もっと広い範囲で、文献からの知見なので、国立公園の範囲内の植物かどうかが分からないため、重要種にはしなかったとの理解になりました。

[鈴木委員]

文献調査の段階では、事業想定区域に存在することが考えられない種も網羅的にあげるのが普通なんですね。実際に方法書ではあげられているんです。そういうやり方であれば、国立公園の指定種リストも加えることが妥当なのではないかと思うのですが。ただ、それはされていないとのことなので、そこの理屈ですね。指定種リストは、八幡平市に存在する可能性が非常に高いリストになっているので、あげても不自然ではないのかなと。

[伊藤歩会長]

あげておいた方がよいとのことですね。範囲は決まっていないが、重要種とのことでは方法書段階でもあげておいた方が望ましいと。今回はそれがあげていなかったと。

[鈴木委員]

その理屈であれば、分かるのですが。

[伊藤歩会長]

方法書段階で、重要な指定種の可能性があれば、事業者としてきちんとリストアップした方がよいとの趣旨で鈴木委員からのコメントと理解しましたが、よろしいでしょうか。もう少し、事業者に伺いますか。

[鈴木委員]

すみません。もう少し説明をお願いします。つまり、最初の回答ではミスでしたと回答した

部分を、どう修正されたいのか。

[伊藤歩会長]

事業者いかがでしょうか。

[事業者]

最初の回答のように、指定植物のリストに含まれているものについては、文献に沿って行うべきだったと思います。

[鈴木委員]

それであれば分かりました。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。ミスだったとのことですかね。

[鈴木委員]

その表現はよろしくなくて、含めることが望ましかったというのが良いかと思います。実際に、準備書では含まれているので、特に問題はありません。よく、配慮されていると思います。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。事業者側もよろしいでしょうか。

[事業者]

問題ありません。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。それでは他に何か追加質問等ございますか。無いようであれば、希少種を除いて、準備書に対する皆様からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。リモートで参加されている委員の皆様もよろしいでしょうか。特にないようですね。それでは、これ以降は希少動植物等に関する部分を審議したいと思います。一旦会議を非公開にさせていただきます。

(事務局が傍聴者2名については既に室外へ退出済であることを確認しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、これまで述べていただいた意見を基に、事務局においては、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、本日の審査会は終了いたします。リモートで参加の委員、事業者の皆様はお疲れ様でした。それでは、進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて結構です。

最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

[事務局]

それでは、事務局から今後のアセス案件と「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」におけるアセス法の対象となる風力発電所の規模要件の見直しについて、簡単に情報提供いたします。

(事務局から情報提供をしました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。